

石見銀山附幕領大森町における町役人の職務と文書管理

小林准士

はじめに

本稿は、『大森町組頭用留』*_一（以下、『用留』と略す）に収められた「町役勤向定書」*_二（以下、「定」と略す）を翻刻し紹介するとともに、主にこの史料に基づき、大森町の役人の職務と文書管理のあり方について検討を加えるものである。

大森町は、近世には石見銀山附幕領（石州銀山附御料、以下、銀山料と略す）を治める役所のあった陣屋町であり、石見国迹摩郡佐摩村（村高は四一〇石七斗余*_三）の内であった。佐摩村は、上組・下組・銀山町・大森町からなっていたが*_四、この内、銀山町は大森代官所銀山方役所の支配下にあり別枠であった*_五。一方、上組・下組とともに、大森代官所地方役所の支配を受けた大森町は、『用留』によれば、文政五年十二月時点で、百石余の石高を有し家数は二七〇軒であった。大森町の内部は、宮前・下市・中市・新町・駒足の丁組に分かれており*_六、後述するように、町役人は丁組ごとに組頭が置かれ、ほかに年寄と目代がいた。

本稿で史料として用いた『用留』は、丁組のうち宮前組のもの

であり、「定」の記載によれば、「用留」は大森町を構成する五つの丁組ごとに作成されて、それぞれに「定」の写しが掲載されていた(73)*_七。また、「定」は年寄と目代の「用留」にも掲載されていたはずであり(73)、単独の冊子としても三冊が作成されて年寄二名と組頭筆頭一名に引き継がれることになっていた(73)。これらの点から窺えるように、「定」は、文政元年八月以降、大森町の町役人が職務の遂行にあたり、常に参照すべき基本的な法規としての性格を持っていた。

さて、ここで先行研究について簡単にではあるが触れておく。まず、近世の大森町あるいはその町役人に関しては、従来研究が殆どなされてこなかったと言ってよい。大森町を伝統的建造物群保存地区に選定するにあたり刊行された『石見銀山御料大森の町並調査報告書』に原宏と渡吉正が短文を載せており*_八、また熊野栄助も同調査の報告をしているが*_九、いずれも概略的な説明にとどまっている。

但し、大森町の町人である郷宿については、原宏*_{一〇}、岩城卓二*_{一一}らによる一定の研究蓄積がある。特に岩城の研究は、郷宿を御用請負人として位置づけ、武士からは支配を下支えする下級官吏、村々からは雇用人として扱われていたことを明らかにし、

そのような町人の存在を必要とした近世の国家支配の特質に迫っており、重要である。しかし、これら郷宿に関する研究では、町人としての郷宿が属する町自体の運営や、町における郷宿の位置については、史料の限界もあって触れられてこなかった。

確かに銀山料における郷宿の役割は重要であるが、御用請負人には郷宿のほか掛屋^{*二}や用達^{*三}もおり、また近年の山崎圭の研究^{*四}では、陣屋元村（町）の役人の役割も重視されるようになってきている。したがって、これら御用請負人を擁する陣屋元としての大森町の機能について今後考察していく必要があると考える。

このような研究史に関する認識を前提に、本稿では、まず主に「定」に基づき、大森町の町役人の職務内容と役割分担について明らかにすることを課題とする。その際、特に町役人による文書の作成、授受、記録、保管等のあり方について検討したい。文書管理のあり方を取り上げる理由は、「定」の記載や町役人の文書引き継ぎ記録によりその詳細が分かり、町役人どうしの関係や役割分担をよく把握できるからである。なお、大森町と同じ幕領陣屋元であった飛騨高山における文書の保管については、渡辺浩一による研究^{*五}があり、比較検討が可能である。「おわりに」で、適宜触れることにしたい。

第一章 大森町の町役人

（一）町役人の選任方法

「定」では、大森町の役人に席順（序列）が決められており、上から年寄・組頭・目代の順であった⁽³⁾。また、年寄の定員は二人から三人、組頭は五つあった丁組に一人ずつで計五人、目代は一人で佐摩村の庄屋を兼ねることとされていた⁽²⁾。庄屋を兼ねる目代が役人の中で末席に位置することについては、「村々与者訳合違」という認識が示されており⁽³⁾、大森町はいわゆる在方町であったが、組織運営の面では村方としての性格は希薄であったことが分かる。

そして、これら町役人の選任に際しては、町内の「小前」には相談せず、町役人一同で評議の上、代官所に願書を提出し許可を得ることとされた⁽²⁾。但し、年寄だけは代官による選定もありえた⁽²⁾。このように町役人の選任は町役人主導で実行されたのであるが、大森町内のどのような人々から選ばれたかが、ここで問題となろう。結論から言えば、大森町には、「小前」と区別される「重立町人」が存在し、彼らから町役人は選ばれたと考えられる。

【史料一】『用留』（文政元年）

木村屋七郎次

泉屋正三郎

美濃屋丈助

田村屋七右衛門

吉永屋源七

幾久屋猶兵衛

原屋条平

檜物屋清兵衛

不参之分

嘉庭屋兼右衛門

讚岐屋唯十郎

小泉屋徳兵衛

沢田屋謙助

右者当町役人ニ差次候重立町人ニ付、小前同様不取噉、一同呼出等之節、定席横向ニ着座被致可然、尤氏神御幸御供等町役人郷宿重立町人之外不相成、尚又祭礼当番順ニ相勤可然、追々二八年始五節句御目見へ一同被致候様御願申上度旨、於田儀屋ニ一同立会之上及演説候

但、当日不参之分、其組頭方申聞候事、且沢田屋謙助儀、

片山村ニ而役儀相勤人柄ニ付、於当所小前並ニ取計候筋有之間敷旨ニ而一同評儀之上如此

八月廿日

右の史料により、町役人・郷宿・重立町人が小前とは区別される存在として位置づけられていたことが分かる。大森町の氏神である城上社の神幸の御供は彼らの特権であり、同社祭礼の当番は彼らの義務でもあった。また、城上社に即して言えば、修復入用の勘定にあたっては、重立町人の惣代が見届け仕上帳に調印することになっていた(53)。史料一は、「定」の作成された文政元年八月のものであるが、代官所における年始五節句のお目見えを、町役人・郷宿以外の重立町人についても願うことが示されている。氏神祭礼とあわせ、儀礼的機會を通じ小前との違いをより明示するよう図っていたことが窺えよう。

ところで、文政元年から二年にかけての町役人は「定」末尾の記載によれば、左記のごとくである。

泉屋弥右衛門 年寄・駒足組頭

田儀屋三左衛門 年寄

肥後屋周平 下市組頭・目代・庄屋(文政二年八月退役)

田村屋故左衛門 新町組頭

熊屋三九郎 中市組頭(文政二年八月)、下市組頭

大吉屋瀬平 宮前組頭（文政二年八月、目代兼）

木村屋七郎次 中市組頭（文政二年八月）

また、郷宿は次の通りであった^{*一六}（傍線は町役人との兼任者を示す）。

大吉屋瀬平（大田組）

肥後屋周平（大家組）↓都屋幾之助（文政二年八月）

田儀屋三左衛門（久利組・津茂五ヶ所）

原屋条平（波積組）

木村屋七郎次（佐摩組）

田村屋故左衛門（九日市組）

檜物屋清兵衛（下宿）

組頭による年寄・目代の兼任があること、また町役人と郷宿には重なりのあること^{*一七}が分かる。そして、これらの人物と、史料一記載の人物（郷宿を除く）とを合わせると一九人になる。つまり、文政元年時点における大森町の重立町人（町役人と郷宿を含む）は、これら一九人と確定できるのである。前述のごとく、文政五年の大森町の家数は二七〇であったので、この頃、重立町人の比率は全家数の一割に満たなかったことになる。尤も、重立町人には出入りがない訳ではなく、組頭が当該人物の経済状況を見分け申請し、町役人評議の上、新たに加えられることもありえ

た（54）。

したがって、重立町人とは大森町において経済的階層の上位に位置する家々の人物であり、かつて町役人を務めた家筋か、現に町役人や郷宿を務める人々を含んだ階層的集団を指していたと考えられる。逆に言えば、町役人や郷宿は重立町人から選任されたのである。

（二）町役人の基本的性格と町の運営

「定」には、町役人の職務の性格と任期や給与について記載がある。まず、年寄であるが、町方全体の差配（管理運営）を行うことが基本的な職務であった（4）。任期は特に定められておらず、また無給で務めることになっていた（20）。但し、二代にわたり諸役免除が認められており、退役後七年は町入用の負担が免除されていた（20）。

次に、組頭の職務の基本は、丁組特に組下の人別の支配にあった（5）。年寄と同様、無給で務めたが、その身一代は諸役を免除され（勤役中死亡の場合は相続人一代まで）、退役後二年は町入用の負担を免除されていた（20）。

これに対し、目代は任期があり給料も支払われるという点で、年寄・組頭とは異なっていた。目代の職務は、年寄の指示を受け

つつ町全体に係る諸用を引き受けるとともに(13)、銀山料村々全体の用事(郡中用)と牢屋御用(18)を遂行することになり、多岐にわたっていた。町全体に係る諸用には、町入用等の財務(13)、文書の保管(69、70)があり、また佐摩村庄屋を兼任したため、村用も存在した。このため、就任にあたっては、身元保証人(「身元受相人」)を立てることが定められ、また任期も設定されていたのである(2)。

このように、目代は町用、村用、郡中用、牢屋御用といった多岐にわたる用務を引き受けていたので下使を用いており、また下使分を含め給料の出所は多様であった。目代給自体は、町入用から通用銭一三〇目を受け取るようになっており、目代宅と下使宅は町入用のヶ所割(宅地に賦課)が免除されていた。また、下使の給料は、町入用から通用銭三〇目と、庄屋給米を元に三〇目が渡されており、計六〇目であった(21)。この庄屋給米は、大森町附属の田畑分に関して言えば、一年一石六斗であった(19)*一八。右記の事柄を踏まえると、大森町は、丁組を単位とした住民の支配は組頭、町全体に係る実務は目代が担当し、年寄は全体を統轄するとうかたちで運営されていたと言うことができる。

尤も、「定」の議決以後、年寄には月番制が採用されており、御用・町用ともに一ヶ月交替で務めることにされた(74)。具体

的には、当番月に出された願や訴えはそのまま引き続き担当する決まりであったが(75)、代官所からの指示への対応が月内で片付かない場合は、次の月番年寄に引き継ぎすることになっていた(76)。

このように、月番の年寄、組頭、目代ごとに一応の担当が定められるかたちで町は運営されたのであるが、一方で重要案件に関しては、町役人間で情報を共有したり、評議したりすることになっていた(67)。このため、毎月、町役人たちは寄合を開催する決まりであった*一九。場所は左記の通りである(87)。

正月・二月	年寄宅(一月一人ずつ)
三月	目代宅
四く八月	組頭宅(一月一人ずつ)
九月	祭礼用立会(城上社か)
十月・十一月	年寄宅(一月一人ずつ)
十二月	町入用取調ヶ所割立会(場所は不明)
臨時	月番年寄宅

(三)「町役勤向定書」と「町方取計方之儀申合書」

ここまで町役人の職務と町運営の基本事項について述べたが、右の内容はあくまで文政元年時点の状況である。未だ「定」作成

の契機は明らかでないが、ただ大森町の運営方法に関して取り決めがなされたのは初めてではなく、実は明和五年にも作成されていた。文政元年八月の「定」は、明和五年十二月の「町方取計方之儀申合書」（以下、「申合書」と略す）^{*二〇}を前提に、若干の改定と大幅な増補により成立していたのである。この「申合書」は、目代を務めていた肥後屋嘉十郎が、組頭の組下の人別に対する処罰や願書の取り次ぎを、組頭に何ら断りなく行うなどして、権限を拡張していたことを、組頭が年寄に訴えたことが作成の契機であった。これをうけて、組頭は丁組を単位とした支配を行う一方、年寄と目代は町方全体に係る役職であることが、「申合書」に明記されたのである^{*二一}。したがって、文政元年の「定」は明和五年の「申合書」で明確にされた役人間の役割分担を踏まえ、より詳細に内容を規定したものと位置づけることができよう。

第二章 町役人の職務と文書管理

(一) 文書・記録作成における役割分担と協同

本章では、第一章で見た町役人間の役割分担を踏まえ、それが文書管理の上でどのようなかたちをとっていたかについて述べる。

① 宗門人別改め

町役人間の役割分担がはっきりと表れるのは、町方の人別の管理である。宗門人別改めにあたっては、まず組頭が組下の人別について、毎年二月二〇日までに下帳を作成し、年寄に提出することになっていた(5)。住人の移動の際にやりとりされる人別送り証文についても、組頭と年寄が連印することになっており、移動があれば目代には組頭から連絡することになっていた(25)。また、他所からの送状は組頭の下で管理された(25)。なお、この人別送り証文の提出期限は二月一五日までとされており、この日を過ぎると、その年の宗門人別改帳には反映されない決まりであった(6)。

これに対し町方に属さない住人、すなわち僧侶と神職、牢番人、鉢屋^{*二三}については、目代が毎年二月二五日までに宗門帳の下帳を作成し年寄に提出することとされた(6)。そして、組頭及び目代提出分も含め、これら下帳は年寄が見届けた上、目代に渡されてそこで清書されたのである(7)。さらに清書後、下帳は再び組頭・目代の方で保管されることになっていた(7)。なお、清書された宗門人別改帳には、毎年三月二四日に小前たちが調印する慣わしであった(10)。

右記のような文書作成の手続きには、丁組に属する町方人別の

支配は組頭、町全体に係る実務は目代、全体の管轄は年寄という、役割分担が明瞭に表れていると言えよう。

② 文書への押印あるいは奥書

すでに見たように、丁組内の人別支配は組頭の管轄であったが、事柄によっては年寄あるいは目代と協同して文書作成などに当てることになっていた。例えば、丁組内の小前から願書が役所に出される場合、願書を組下に持つ組頭と年寄が願書に連印する決まりであった(45)。また、特定人物と関係する町の用向に關し他所と文通する場合、当人の属する丁組の組頭と年寄が連名で処置することとされたが、人別に關わらない用件は年寄単独で対処した(49)。

これに対し、町屋敷や田畑山林を質入れする際の証文には、当人を組下とする組頭と目代・庄屋が連印し年寄が奥書することになっていた(23)。また、御用銀あるいは買受米^{*三}の拝借証文も年寄の許可を得た上で、組頭と目代が連印すべきとされている(24)。目代あるいは庄屋がこれらの事柄に關わるのは、おそらく、土地・屋敷地の所有者の把握や財務に關係したからであろう。一方、目代と年寄の連名で役所に提出される文書には、僧侶の入寺願(42)、寺社(43)及び牢番人・鉢屋(66)の願書など、

町方以外の住人に係るものと、町全体に關わる事案についてものがあった。通用銭の相場を町内に触れ出すにあたっては、町役人全員で評議の上、年寄と目代が連印して役所に届けるという手続きが取られたし(36)、四季の米穀や銭の相場の届け出(37)、伝馬場入用の郡中割仕出帳^{*二四}(38)、城上社祭礼・羅漢市の際の口留番所の免役願(39)も、年寄と目代連印で提出された。つまり、実務を目代が担当する町用に關しては、年寄一目代という系列で処理されたのである。

なお、ここまで見てきたのは役人間の協同事項であるが、町役人の他行届(33)や町役人の身分に關わる願書(46)など、町役人自体に關わる文書には、年寄が単独で調印した。年寄単独で押印する文書には、ほかに御用無名異^{*二五}先触(48)と皮会所荷物送状(50)があるが、単独である理由については今後の検討が必要である。

③ 目代による御用の担当

第一章で触れたように、目代は町用の外に郡中用と御用も請け負っていた。陣屋元の役人が御用を請け負うことのあることは、すでに山崎圭^{*二六}等が触れているが、大森町の役人の中では主に目代が担っていたと言える。「定」によれば、目代の担う御用は

次の通りである。

まず、役所からの触状及び廻状は目代が受け取り写して置くことになっていたため(一七)、後述するように「御用留」は目代の元にあった。御用での通行者の先触れを写し次の村へ送るのも、これに類する役目であった(一八)。また、目代は伝馬御用を担当したため、人馬の手配を行うとともに、公用で大森町を訪れた役人の案内、そして旅人の管理もしていた(一九)。幕領・私領を問わず武士が大森町に公用で宿泊する場合は、原則として郷宿に泊まる決まりであったが(二〇)、この手配も目代の役割であったと推測される。

このように目代が担う御用の一つは、御用人馬の通行及び宿泊に関わる業務であったが^{*二七}、もう一つの重要な仕事は牢屋の管理であった。

「定」によれば、牢屋の修復等の入用と、入牢人の賄代などの諸入用については、目代が単独で押印し役所に文書を提出することになっていた(六六)。「定」の条文には、このことは「仕来之通」とあるので慣行であったことが分かるが、宝暦三年の「石見国郡中入用其外取斗定書」にも、「牢番給之儀大森町目代ヨリ帳面差出御役所押切印取之可割合事」とあり^{*二八}、目代による牢屋・牢番の管轄は、一八世紀以前からの慣わしであった。

但し、牢屋の修復入用や牢番給の出所は郡中入用であり、この入用の管理自体は用達の仕事であった。例えば、文化五年十二月に用達を務めた熊谷柳吉が大森代官所に提出した御陣屋入用の差引書には、「銀百七拾四匁九分七厘」が「是者牢屋御修覆入用并仁万村博奕一件之内、無宿松五郎外壱人賄諸入用之由目代作右衛門渡」として計上されている^{*二九}。これにより、目代の役割は牢屋の修復等の様々な費用や牢番給などを把握し、大森代官所に届けた上で、その費用を郡中入用から受け取るというものであったことが分かる。なお、文政六年から文政一〇年にかけて、代官所あるいは目代に宛てた、牢番及び銀山料の鉢屋頭甚太郎の書付が香川大学附属図書館神原文庫に残っている。蠟燭や焼炭などの牢屋で使用した物品、入牢者の賄い代・湯浴・月代摘・入れ墨等の費用、鉢屋が務めた牢屋の下番の番賃などについて詳しく分かるが^{*三〇}、この史料については別の機会に紹介することにした。

(二) 文書の引き継ぎと保管

最後に、町役人間の文書の引き継ぎと保管体制について述べる。

① 組頭の文書引き継ぎ

まず、組頭の交代時における文書の引き継ぎに関しては、「定」

【表1】組頭の引き継ぎ文書(天保8年12月、宮前組組頭兼年寄田儀屋清六預かり)

文書名	分量	備考	「定」関連条項
組頭用留	1冊	宮前組は石見銀山資料館所蔵	73
町方間数帳	1冊		16
人別送状受取書入	1袋		9,25
諸願書届書入	1袋		44,45
宗門改五人組下帳	4冊	「天保五より同八九迄」	5
御陣屋駆付人足帳	3冊	「廉蔵より差出候分」	11
御陣屋駆付人足帳	1冊	「天保八西年改候分」	11
鉢屋頭甚太郎普請入用帳	1冊		66
社地屋敷論所書類	1冊		23
富御制禁受書	1冊		
城上社造営取立帳	1冊		53
城上社日散銭取立帳	1冊		53
質入証文役印扣	1冊		23
祭礼出銭帳 外当戊年分	2冊		60
遊女野郎不可置書附	1冊		
送状受取書6通、願書類7通	1袋		25,45
役用箱挑燈	1		64
非常之節相用候幟	1		73
同断高張	1張		73
買受米貸付帳	不明	「貸銀取立皆済之上近々引渡可申候」	24

*典拠は『大森町組頭用留 宮前組』(石見銀山資料館蔵)

また、人別送り状の受取書や願・届など状の形態の文書は袋に入れて保管されたことが分かる。一方、冊子形態のものには、「御陣屋駆付人足帳」などがある。火事の際に陣屋の防火を任務とした

指摘できる。

の七三条に記載があり、目録を作成した上で、役用箱・幟・高張挑灯等とともに、後任に引き渡す決まりであったことが分かる。表一はその目録の例である。これにより、基本的には組頭の任務であった町方の人別支配に関わる文書が引き継がれていたことが

人足は、駒足・新町の上町二組で一〇人、中市・下市・宮前の下町三組で一〇人というように(二)、組を単位として出すことになっていたので、組頭のもとにあったのであろう。

②目代の文書引き継ぎ

次に表二は目代の交代時の引き継ぎ文書目録である。一見して分かるのはその量の多さであろう。文書には番号が付されているが、佐摩村関係のものと大森町関係のものは別になっている。前者は八種七六冊にのぼるが年貢と村入用関係が主となっている。一方、大森町関係は五二番まで存在している。この中に、「諸御用留」があるが、組頭の『用留』は基本的には領主からの下達文書載せていないので、触書・達は目代のもとでまとめて筆録されたと考えられる(二)。このほか、町入用は目代が家数と間口を毎年調査した上で、ヶ所割と称し割り当てたので(16)、「町方間数帳」「住居店借請印帳」「ヶ所割取立帳」など、住居及び町入用に関する記録は基本台帳として目代に引き継がれた^{*三}。但し、「町方間数帳」は丁組支配に関わりまた重要であるためか、組頭と年寄も保管していた(表一・三)。

このほか、番号一一・一四・三四・三九・四一・四七・四八など、鉢屋と牢番御用に関わるもの、番号一六・一七の「相場書上

【表2】目代・庄屋の引き継ぎ文書(文政10年12月、大吉屋瀬平→田儀屋清六)

番号	文書名	分量	備考	「定」と関連条項
1	田畑名寄帳	2冊	寛政8 文政8	
2	田畑免割帳	1冊		
3	御年貢皆済帳	14冊	「文化十一戌年より文政十亥年迄」	
4	初納銀取立帳	9冊	「文政元寅年より同九戌年迄」	
5	貯穀郷蔵詰勘定仕訳帳	9冊	「文化八未年より文政九戌迄 外郷蔵内錠老ツとも」	
6	年々御年貢割賦帳	9冊	「文政元寅年より同九戌年迄」	
7	村入用取立帳	33冊	「文化丑年より文政十亥夏割迄」	19
8	定免請証文扣	1冊		
1	御普請出来形帳	入		35
2	明細書上帳控	1冊		
3	諸御用留	7冊	9	14
4	大森町間敷小前帳	1冊		16
5	町方間敷帳	2冊	寛政8、文政8	16
6	田畑町屋敷役印帳	1冊	寛政5	
7	家屋鋪田畑山林實地証文扣	1冊		23
8	郡中定書	1冊		18
9	年々家数人別増減帳扣	1冊	安永6～文政10、外に文化8～文政3分1冊	8
10	宗門改控	4冊	「文政七申より西戌亥四ヶ年分」	6,7,8
11	鉢屋宗門帳控	3冊	「文政八酉より十亥年迄」	6
12	印鑑帳并年々五人組控帳	9冊	「辰より亥年迄」	7
13	住居店借請印帳	1冊		16
14	入牢人賄方具外被仰渡書	1冊		18,66
15	寛政九巳年被仰渡書	1冊		
16	文政十三より文化九迄相場書上帳扣	1冊		37
17	寛政七より文化十一迄相場書上帳扣	1冊		37
18	伝馬場賃錢書上帳	68冊	「寛政五夏割より文政十亥夏割迄」	13
19	ヶ所改下帳	1冊		13,16
20	ヶ所割取立帳	20冊	「文化二丑より文政九戌迄」	13,16
21	馬札役取立帳并酒室役取立帳	14冊	「文化十一戌年より文政九戌年迄」	2
22	子三月中申渡請印帳	1冊		
23	分銅改一件	1袋		
24	千木秤改一件	1袋		
25	御神忌冥加銀奉納小前帳	1冊		
26	請書入	1袋		
27	文化十二御触書入	1袋		
28	新町論所済口一件入	1袋		
29	品々書類入	1袋		68
30	住居店借願書并引越状入	1袋		25
31	願書類控入	1袋		45
32	糺事口書申渡請書入	1袋		
33	請取書入	1袋		
34	鉢屋頭基太郎家一件	1袋		66
35	綱御差立入用一件	1袋		
36	出職店借入請書	1冊		16,26
37	丑十二月被仰渡請書入	1袋		
38	文化十三子年銀山師名前買請米一件	1冊		
39	鉢屋頭基太郎宗判一件外書類写等品々入	1冊		6
40	役用取計方見合留	1冊		
41	半番給割合帳	1冊		18,66
42	伯州正覚病死一件	1袋		
43	文政二卯年諸色直段下ヶ請書	1袋		
44	地所買入境判并名前切替等品々書付入	1冊		23
45	帳	1冊		10
46	宗門帳認離形帳	1冊		7
47	入牢人賄代其外入用割合書類入	1袋		18,66
48	入牢人賄代其外入用取立帳	1冊		18,66
49	御高札写帳	1冊		
50	御取締申渡請印帳	1袋		
51	諸御役銀屋方申渡請印帳	1袋		28
52	諸役銀納員数附留帳	1袋	「但受取書式枚共」	
	宿駕籠	2挺	「蒲団式つ、桐油式つ」	
	書類入たんす	1つ	「鍵無之」	
	用箱	1つ	「硯老つ、錠老つ添」	
	町用押切箱	1つ	「丸印老つ、長印老つ」	
	御用灯籠	2つ		
	御用状桐油	2枚		
	小扶箱	1つ	「棒添」	
	状箱財布入	1つ		
	諸方人馬賃錢定書抜	1枚		
	無宿類木錢宿申付候鑑札	20枚		13
	西性寺旦那より差出候同寺預り書	1通		

*熊谷家文書19-425(大田市立中央図書館寄託)

政元年時点の「古書類」は、封印の上、目代のもとで保管することになったし(8)、それ以後も小前提出の書付類は非現用となった時点で目代のもとに集中することが定められた(70)。表二の二九番の「品々書類入」など、目代に引き継がれた袋入り文書が多いのはこのためであろう。

③年寄の文書引き継ぎ最後に表三は年寄の

帳扣」など役所への諸届など、「定」に記載のある目代の職務に
関わる文書が多数引き継がれたことが分かる。また、御用請負、
財務などを遂行するにあたり基本台帳となるものは冊子体で集積
されたことが窺えるが、一方、一時的な案件は一件ごとに袋に入

れて管理された様子も見て取れる。
このようなその都度生じる案件の存在は組頭の場合でもあった
と想定されるが、引き継ぎ文書に量が少ないのは、非現用となっ
た時点で目代に移管されたからであろう。「定」が作成された文

【表3】年寄の引き継ぎ文書

(天保2年正月、田儀屋三左衛門→泉屋弥右衛門)

文書名	分量	「定」関連条項
年寄役用留	5冊	71,86
役用取計方見合留	1冊	
町方間数帳	1冊	16
町組田畑名寄帳	1冊	
實入証文写役印扣	2綴	23
寄会之節用談頭書当分扣	1冊	
用書類	1袋	
(「用書類」袋の内訳)		
肥後屋周平地方御役所拝借質地之義ニ付、同人より年寄へ差出候一冊本紙巻通		
寅十一月駒足組熊五郎青竹戸メ申附候一件書類巻		
(以上、用箱入)		
(外に医師左門組外願書、買請米に関する忍原村役入返書など)		

*熊谷家文書18-332(大田市立中央図書館寄託)

尤も、表三の典拠とした史料には、天保二年二月以降の引き継ぎの記録^{*三二}もあり、これをしてみると、冊子の文書は同じものが用箱に入れられて引き渡されたことが分かるが、袋入りの一件書類については、その都度増えていった様が窺え

引き継ぎ目録である。年寄の場合の大きな特徴は、引き継ぎは月番が代わる度、すなわち毎月実施されたことである。「定」によれば、年寄の「用留」は毎月朔日に用箱に入れて次の月番に引き渡す決まりであった(86)。事実、表三を見ると分かるように、「用留」五冊を含め引き継ぎ文書が、用箱に入れられて、次の月番年寄である泉屋に渡されている。

また、表三記載の書類とは別に、鍵付きの「年寄預り品々用書類入箆筒巻棹」も引き継がれていた^{*三三}。このうち用箱は、表二に示した目代の引き継ぎ文書目録の中にも見え、また天保九年一二月の引き継ぎ記録に「宮ノ前組頭附用箱」の存在が示されているので^{*三四}、目代や組頭も独自に所持し用いたことが分かる。箆筒についても表二に見えるように、目代は使用していた。

年寄の鍵付きの箆筒はおそらく、当面用いないが非現用とまでは言えない文書群を入れて、引き継がれたのであろう。天保二年には、田儀屋、泉屋、嘉庭屋らが年寄に就任していたが、例えば四月末の引き継ぎの部分を見ると、四月月番の泉屋は三月月番の嘉庭屋から箆筒を受け取っていなかったために、嘉庭屋から直接、五月月番の田儀屋に箆筒が渡っている^{*三五}。このことは、役用箱さえあれば年寄の用務をこなすことができたことを意味するからである。

おわりに

最後に本稿の論旨をまとめた上で、大森町における文書管理のあり方の特徴について触れておきたい。

大森町の町役人は、住人の内一割に満たない経済的な上層に属

する重立町人の内から、基本的には町役人どうしの協議に基づき後任を得るかたちで選任されていた。町役人は、年寄・組頭・目代からなっていたが、五組の丁組の管轄は各組頭が行う一方、目代は丁組に属する町方人以外の住人の支配と大森町全体に関わる実務をこなし、年寄が全体を統轄するという、役割分担があった。

また、町役人の中で特に目代は、佐摩村庄屋を兼ねていたため、町用だけでなく村用も務めるとともに、御用人馬の手配など伝馬に関わる業務や牢屋の維持管理を行っており、これらを通じ郡中用・御用に携わっていた。陣屋元である大森町には、郡中用・御用に関わる町人として、掛屋・用達・郷宿ら御用請負人が居たが、町役人である目代もその一角に加わっていたのである。

次に文書管理のあり方について述べる。代官所からの口頭での指示や伝達事項などは町役人間で情報が共有されたはずであるが(51)、触書・廻状などの下達文書は目代が「御用留」に記録することになっていた(14)。これに対し、大森町と他の村・町との間で取り交わされた文書については、それが丁組に属する町方人別に関わるものであれば組頭、それ以外であれば目代の元でまづは預かることになっており(25)、それらの一部は控えあるいは写しとして、組頭・目代それぞれの「用留」に筆録されたはず

である^{*三六}。願・届などの上申文書についても基本的には同様の取り扱いであったと考えられる。

また、引き継ぎ文書の目録からは、「町方間数帳」などの重要文書は各役人毎に保管されたことが分かり、各役人のレベルでは「用留」を中心とした冊子体文書が引き継がれることにより、職務の継承が図られたことを見て取れた。さらに、現用文書は一件書類として袋に入れて保管されたが、年寄の場合は鍵付きの箆筒に入れてしばらく手元に置くことにしていたようである。他方、組頭の場合、特に小前からの上申文書などはやがて目代に移管されたはずである(70)。おそらく、年寄の箆筒に保管された「用書」も、いよいよ非現用文書となれば、最後は目代に移管されたであろう。したがって、最終的には目代に非現用文書を集中するという保管体制を、大森町における文書管理の一つの特徴として指摘できる。

ところで、渡辺浩一が明らかにした飛騨国高山の場合は、高山町を構成する壱之町村・弐之町村・三之町村の各年寄が、各「町村」に係る文書を保管する一方、高山町全体に関わる文書を分担して保管する体制になっていた^{*三七}。また、高山陣屋内に設けられた町年寄詰所で記された「町年寄日記」などが高山町全体の施設である町会所で保管されていた可能性も指摘されている^{*三八}。

これに対し、「町村」の下の「町組」の組頭は、「町組」文書だけでなく、高山祭に関する屋台組文書、火消道具などを保管し引き継いでいた^{*三九}。

大森町に比べ高山町は規模が大きいので、単純な比較はできないが、年寄が町全体に関わる文書を分担保管していた高山に比し、大森町の場合、文書保管の上で目代の役割が大きいということが出来るであろう。

ところで、表一〜三から分かるように、町役人のもとには多くの文書が保管され引き継がれていたわけであるが、そのうち現存が確認できるのはごくわずかである。しかし、『用留』や熊谷家文書に残る町方文書等から、ある程度大森町の具体的な町政運営を窺うことはできる。今後はこの点を研究課題とすべきであろう。

(付記) 本稿は『島根史学会会報』四六号(二〇〇八年)からの転載である。

*一石見銀山資料館蔵。冊子の表紙には「文政元年方天保十三寅年迄 大森町組頭用留 宮前組」と記載があり、後述する丁組のうち宮前組の用留であることが分かる。

*二「町役勤向定書」との呼称は、『用留』の文政元年五月の記事内に記載があるので、これに拠った。なお、本稿の後に全文翻刻してある。

*三『用留』記載の「乍恐以書付奉願上候」（文政五年十二月）による。

*四同前。

*五銀山町については、和田美幸「江戸時代鉾山町の特質」（相良英輔先生退職記念論集刊行会編『たたら製鉄・石見銀山と地域社会—近世近代の中国地方—』（清文堂、二〇〇八年）を参照。

*六大森町の丁組が住民の協同組織として、どの程度成熟していたのかについては、本稿では十分に扱うことができない。この点については、深井甚三「宿と町」（『日本都市史入門』Ⅱ町、東京大学出版会、一九九〇年）などを参照。なお、宮前組については、下市組との境界が文政五年三月に変更されている。従来は勝源寺小路であったが、この時に東側が「田儀屋三左衛門居室」（熊谷

家）、西側が「三九郎貸屋元蔵居室」となった（『用留』）。

*七宮前組の『用留』には実際に「定」が冒頭に収められている。なお、以下、「定」の条文を典拠とする場合、丸括弧内に後掲翻刻史料の条文に付した番号を示すこととする。

*八大田市教育委員会、一九七五年。原宏「銀山御料と大森町について」、渡吉正「町並の形成（中世く近世）」。

*九「石見銀山御料 大森—大田市大森町町並調査速報—」（『季刊文化財』二二号、一九七三年）

*一〇「天領の郷宿—石見銀山御料大森町の社会史的側面—」（『季刊文化財』二二号、一九七三年）、「石見銀山御料の大森町郷宿と郷宿田儀屋文書について」（『島根県文化財調査報告』第九集、島根県教育委員会、一九七四年）など。

*一一「『御用』請負人と近世社会」（『国立歴史民族博物館研究報告』第四七集、一九九三年）、「近世領主支配と村役人・郷宿・下級役人」（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力』山川出版社、一九九六年）など。

*一二銀山料の掛屋については、藤原雄高「石見銀山領における掛屋についての一考察」（前掲『たたら製鉄・石見銀山と地域社会』）を参照。

*一三用達は領内の村々（郡中）から取り立てた費用により、大森陣屋の修復費用の支払いや備品の調達を担当した。

*一四山崎圭「信州幕領における地域支配と陣屋元村名主・郡中代」（同『近世幕領地域社会の研究』校倉書房、二〇〇五年）。

*一五「近世都市高山における『町方』文書の保管構造」（高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年）を参照。

*一六「当郡中六組御定郷宿転変後、郷宿引受年数、其外取調書」（天保二年正月、前掲『島根県文化財調査報告』第九集に所収）。

*一七町役人と郷宿の兼任は多く、このため、郷宿仲間の規約では、町役人が「役権」をもって事に臨むことが誠められていた（「議定書」前掲『島根県文化財調査報告』第九集に所収）。

*一八佐摩村附属の田畑を基準に賦課された部分については「定」に記載がなく、不明である。

*一九熊谷家文書（大田市立中央図書館寄託）には、文政一年の「町役人寄会申談用向頭書控」（二一〇・三三三）など、寄合に関する記録が残り、今後の研究利用が可能である。

*二〇大田市立中央図書館寄託熊谷家文書五・一一三。

*二一同前。

*二二鉢屋は山陰地域に存在した被差別民身分で、银山料では牢番、警吏・刑吏を役目としていた。银山料に即してはこれまで研究は存在しない。

*二三年貢米を特定の買受人に払い下げる制度があり、大森町の場合には町として払い下げを受けていた（『用留』）。

*二四熊谷家文書（島根大学附属図書館蔵、請求番号三八四）の「御用人馬賃錢書上帳」（文久三年、大森町）には、大森町発着の馬の賃錢が計上されているが、年寄・目代連印で大森御役所宛てに提出されている。

*二五無名異は石見銀山で産出された薬で幕府に献上されていた。「石見国銀山要集」（『新修島根県史』史料編・近世下、島根県、一九六五年）の「無名異取扱」を参照。

*二六前掲一二、山崎論文を参照。

*二七目代は宿に置かれた役人であり、银山料内の他の宿にも存在した。また、银山町では定使と言った。

*二八『温泉津町誌』別巻資料編（温泉津町、一九九六年）。

*二九京都大学大学院法学研究科・法学部図書室蔵熊谷家文書二六・一六七。

*三〇牢屋修復費用と牢番給は郡中入用から拋出されたが、入牢者

(無宿以外)の賄い代と物品費は居村から取り立てた模様である。

*三二寛政一二年の大森町大火以前は「町屋敷間数改帳」(寛政八年の改め)により町入用のヶ所割を行っていたが、大火後は「家別町並間数帳」(町方間数帳を指すと思われる)に基づき取り立てた模様である(『用留』文政一〇年の記事)。したがって、ヶ所割は大火を機に、屋敷の所有者に対する賦課から店借・出職を含めた居住者に対する賦課(19)に変わった可能性がある。なお、銀山附役人の屋敷も大森町には存在したが、彼らは町方の支配に属さなかったため、所持地の間数改めに当たり押印はしなかった(『用留』)。

*三二「天保弐年卯歳正月ヨリ年寄預役用書類之内月番順引渡留」大田市立図書館寄託熊谷家文書一八・三二二。

*三三同前。大森町の熊谷家には、「羅漢寺諸用箱 大森町年寄預」と記した木箱が残り、また中にあつた文書は島根大学附属図書館蔵の羅漢寺関係文書(整理中)であると推定できるので、用箱自体は内容ごとに別途あつた可能性がある。また、筆筭についても、同じく熊谷家には帳場筆筭がいくつか残り、その中に「町役用」との紙が貼られた抽斗がある。他の抽斗には「掛屋方書類」「御

用達書類」との表記もあるので、この筆筭は熊谷家に常時備え置かれたものである。したがって月番交替ごとに引き継ぎされない文書も別にあつたことが分かる。これは、月番を務めた際に一度担当した案件は引き継ぐ必要がなく、むしろ手元に置く必要があつたからであろう。なお、熊谷家に残された筆筭を含めた様々な家財については、『熊谷家の家財とくらし 重要文化財旧熊谷家住宅家財調査報告書』(島根県大田市教育委員会、二〇〇五年)を参照されたい

*三四『大森町組頭用留』参照。

*三五前掲「天保弐年卯歳正月ヨリ年寄預役用書類之内月番順引渡留」。

*三六『用留』には、人別送り証文などが実際に筆録されている。

*三七渡辺前掲論文を参照。

*三八同前。

*三九同前。

【史料】大森町町役勤向定書

(『大森町組頭用留 宮前組』所収、石見銀山資料館蔵)

(凡例)

- 一、史料の翻刻は、原則として新字で統一した。
- 一、適宜、読点(、)や並列(・)を加えた。
- 一、異体字・俗字・略字・合字のうち、扣・悴・ヰ・方・并についてはそのままとした。
- 一、変体仮名は現行の字体に改めたが、者・与・江・而・茂についてはそのままとした。
- 一、くりかえし記号については、漢字は「々」、平仮名は「々」、片仮名は「ヽ」を用いた。
- 一、参照の便を図るため、一つ書きの上に通し番号を付した。

(表紙)

「文政元年寅八月々
天保十三寅年迄

大森町用 留

組 頭

「宮前組」

定

- ①、当町役人先前者、年寄兩人又者三人ニ而相勤、組頭者五組ニ而五人、目代老人庄屋相兼勤来候、右進退願之儀従前々小前者江不及相談、惣役人立会評議之上人柄相定、年寄・組頭・目代一同以連印願書差上候儀仕来之通可取計候、尤年寄役之儀者従前々 御支配様御目鑑ニ而被仰付候儀茂有之候事
- ②、目代役者品々取立物有之并諸書類相預候儀ニ付、役入之節、身元受相人相立年季相定勤役之積、年寄方江証文取置可申事
- ③、町役人席順之儀者、年寄次組頭末席目代ニて庄屋相兼来、外村々与者訳合違候ニ付、庄屋名前にて取計候節茂、組頭次席ニ相定有之候、前々仕来之通可心得事
- ④、年寄者町方一体之致差配候儀ニ付、諸事可致取締事
- ⑤、組頭者銘々組下限、人別致差配、毎年宗門御改帳五人組帳組頭方ニ而組限取調、例年二月廿日限下帳年寄江可差出事
- ⑥、寺社其外牢番人并鉢屋宗門御改人別取調下帳目代相仕立、是又二月廿五日限り年寄江可差出事
- ⑦、宗門人別改五人組下帳年寄見届候上、一同目代江相渡合帳清書目代方ニ而可仕立事

但、下帳者組頭目代銘々相預り置候事

⑤、宗門帳五人組帳家数人別増減帳年寄組頭庄屋目代惣連印可致事

但、鉢屋宗門帳者組頭不及連印候事

⑥、人別加除取遣手形之儀、宗門御改差懸候而者帳面下調差支有之候間、毎年二月朔日方銘々組頭宅江組限五人頭呼出村送状取遣、二月十五日限不申出分者其年帳面加除不相成訳申渡、組子江茂申聞候様可申付事

⑦、宗門御改帳小前人別調印之儀、毎年三月十四日相定前日触置、惣役人立会之上、小前一同呼出し、五人組前書御條目為読聞印形取之、并出職之ものハ別段受書印形取可申事

但、出火之節、御陣屋駆付人足之儀、毎年人別相改申渡并防道具手当等之儀於右席毎年可申付事

⑧、出火之節、御陣屋駆付人足新町橋方上町式組ニ而拾人、同橋方下町三組ニ而拾人印札相渡置、上町出火之節者下町人足、御陣屋江相詰、下町出火之節ハ上町人足駆付、防方可為致事

⑨、他所出火之節者、町内臨時為手当、右御陣屋駆付人足式拾人之もの、最寄年寄宅江為相詰可申事

⑩、目代者諸事年寄江及相談可取計候得共、町方一体之諸用引受ニ付、御用人馬差配并諸帳面相預、町方ヶ所入用等取調、諸書物引受取計、都而御用御出役之節、町内御案内并旅人之請引其

外一通之儀ハ引受取計候事

⑪、御触書御廻状之類、目代方ニ而写之致受印并御陣屋様方銀山方御役人様方御出役御往返者勿論、都而御用筋御通行之御方、又者御私領御役人其外往返之方、先触等は又目代方ニ而写置継送いたし、其時之目代方即刻年寄江相達可申事

但、町境迄惣町役人送り迎之儀ハ年寄可致差図事

⑫、御公儀御役人様方并御私領御役人御止宿其外御用筋ニ而他所方罷越候者、旅宿之儀何れニ而も手続有之相對引受候分ハ格別、旅宿之儀先方町役人江懸合有之分者、郷宿六軒之内江申付相望候もの有之候とも、郷宿外之者江宿為致間敷事

⑬、町入用ヶ所割之儀、町役人居宅屋敷相除、小前一同家数間口毎歳相改、店借出職ニ至迄割合当人方目代方江取立候事

但、本文ヶ所入用小間割之儀裏通住居之者ハ町並本通小間当り之半減を以仕来之通年々割合可取立事

⑭、目代并下使居宅、右同様ヶ所割相除、目代給老ヶ年分通用銭百三拾目宛ヶ所入用ニ而取立来候事

⑮、目代者郡中用其外牢屋御用等引受取計候儀ニ付、給料として老ヶ年銀式百目毎歳七月十二月百め宛伝馬場郡中入用割ニ致し請取来候事

⑯、庄屋給料者町組田畑高江相懸、老ヶ年米老石六斗宛村入用ニ

割合取立来候事

一、年寄組頭無給料ニ付、退役後、年寄ハ其身并悴一代、組頭ハ其身一代諸役免除、尤勤役中死去之節者、年寄組頭同様跡相続人一代諸役差免候事

但、町入用ケ所割之儀ハ、退役之後年寄跡者七ケ年、組頭之跡者三ケ年、目代ハ式ケ年致免除、年限相濟候ハ、外小前同様割合可取立、尤祭礼役之儀者仕来之通其時々見計を以可申付事

一、下使給料壹ケ年分、通用錢六拾目之内三拾目者町入用ニいたし、三拾目ハ庄屋給米之内を以相渡来候事

一、目明給料壹ケ年分、米五斗之内式斗五升ハ致町入用残式斗五升ハ村入用ニ割合取立渡来候事

一、町屋敷并田畑山林質入証文之儀、地主親類証人并境主其組頭目代庄屋致連印、年寄聞届以奥書可致印形事

但、前々境持主無印形取引致来候得共、近年質入之後ニ相成、境論致候儀も有之ニ付、向後ハ本文之通り境主印形為致可申候、尤町屋敷斗質入之節者庄屋名不相記、并田畑山林斗質入之節、地主町方人別ニ無之候ハ、組頭不及連名事

一、御役所御用銀拝借証文加判之儀、質物差上候分者、質場所払

直段見積、組頭目代致評價年寄江相談之上、役印可致事

但、受相人引受無質証文之類買受米等拝借役人加印之儀者、本人受相人身元相糺、不相応之分ハ印形致間敷事

一、小前人別他所引越并縁組等町方人別加除手形之儀、其町組頭年寄連印ニ而致取遣、目代江者其時々組頭方相達可申候、尤他所より人別送状銘々組頭預り置可申事

但、寺社人別加除手形取遣之儀者、目代年寄印形可致事

一、他方出職并住居之願書者町役人不残披見之上、居丁組頭又者目代預り置、役人寄合之節致持参、他丁組頭目代年寄一同可及評議事

但、出職者当人居村役人方之頼状并親類引受書付取置、住居者引越手形受取之、惣役人立会之上、聞濟申渡、定例受証文請相人証人加印取置可申候、尤出職之者差置候儀ハ五ケ年限之事

一、町中夜番夜廻り之儀者、上ミ下モ式組ニ而四月朔日方八月晦日迄一夜式拾遍、九月朔日方翌年三月晦日迄一夜三拾遍、毎夜四つ時方廻り始、小前之者順々五遍代り為相勤、毎夜呼出之もの、其組頭江名前届させ、時刻致差凶、且風烈敷時者組頭方申付、度数ニ不拘、立番為致、組頭者組下限り時々見廻り年寄目代者町中相廻り取締可致事

但、年寄并最寄役人江も呼出之者名前可為届事

一、²₈ 鰥寡孤独廢疾之もの諸役免除并扶助等之儀願出候ハ、銘々組下取調組頭方申立役人寄合之節可及評儀事

一、²₉ 別株ニ而一家同居之者者、諸役差免し置候事

一、³₀ 同居之形ニ而別宅罷在候もの、隱居ニ而も当人同様、諸役為相勤候事

但、町役人隱居之分者町並ニ居候とも、致免役并小前ニ而も困窮之者ハ評儀之上諸役差免候事

一、³₁ 不依何事、小前之者方申出候儀者、先少組頭手限ニ而成丈可取計、手切ニ而不相濟筋之儀ハ組頭より致差図、年寄目代江も為申出可致評儀事

一、³₂ 小前多勢呼出候儀者、組限之儀ニ而も何等ニかきらす、年寄江及相談可取計、年寄ニ而も其組頭江無沙汰ニ而小前呼出、町用談間敷事

一、³₃ 町役人之内他行之儀留主中引受人取極置、年寄連印を以御役所江相届、御聞濟之上他行可致事

但、一夕之他行ニ而も同様之事

一、³₄ 小前之者他行之儀、其組頭并年寄目代江も為相届可申事

一、³₅ 町内橋掛替并川除等御普請願之儀、年寄目代連印ニ而願上来候得共、向後者其丁組頭連印ニ而願書可差上事

但、觀世音寺前橋者新町組付、稻荷前橋者中市組付之事

一、³₆ 通用錢相場觸出之儀、惣役人評儀之上相極年寄目代連印ニ而御届申上候上、小前江相觸候事

一、³₇ 毎年四季米穀并錢相場書上之儀、仕来之通年寄目代連印ニ而書付可差上事

一、³₈ 伝馬場入用郡中割仕出帳之儀右同断

一、³₉ 城上社祭礼并羅漢市立之節、口留御番所三ヶ所御免役之願書右同断

一、⁴₀ 都而神事祭礼寺院法会等之節、通り懸り之見せ物聞濟候儀、惣役人評儀ニおよび、御役所御届之儀右同断

但、興行いたし候其丁組頭連印可致事

一、⁴₁ 見せ物致興行候節者惣役人申合、兩人ツ、順番相詰、場所取縮可致事

一、⁴₂ 寺方入院之儀、前々者年寄斗届書連印致候得共、目代方ニ而人別取調候間、向後目代年寄連印可致事

一、⁴₃ 寺社願事等、都而取次印形之儀右同断

一、⁴₄ 小前方町役人江懸候願之儀者、先者当人を承糺候上其筋可取計、当人江無沙汰ニ而相役中及評儀間鋪事

一、⁴₅ 小前之者諸願御役所取次印形之儀者、其組頭并年寄致連印差添之儀者組頭相勤可申事

但、小前訴訟相手町内之者ニ候ハ、双方打合承札、御役

所御苦勞不相成様、役人立会再忝内済之儀可申諭、他所

江懸り候儀も同様ニ候得とも、無余儀相聞候筋者年寄組

頭及相談取次印形可致事

一、町役人身分諸願之儀者年寄取次印形致し年寄者相役老人致印

形、差添之儀者惣役人順番可相勤事

一、町役人方小前之者へ対し、懸り合之儀有之相役江申達候節者、

其組頭年寄相談之上、相手之者相糺可相済候、若難済訳之儀者

早速取次印形可致候、勿論取締筋ニ相響候様之儀者、一同評議

之上、連印を以可申立事

一、毎年正月御用無名異御差立之節、道中筋為心得差出候先触之

儀仕来之通年寄斗致印形事

但、右宿繼御証文寺請取継立之節者、町境迄年寄目代為取

締罷出候事

一、町用向他所江文通掛合之儀者、其丁組頭并二年寄連名ニ而可

取計事、

但、町方一体之儀ニ而人別ニ不拘儀者年寄斗ニ而可懸合事

一、皮会所荷物送浦状之儀、仕来之通年寄印形にて可差出事、

一、御役所方被仰渡之儀、年寄御呼出之節者、於年寄宅、組頭目

代江可相達候、組頭目代江被仰渡候節者罷出候もの方年寄江申

達、相談之上其筋可取計事

一、前々役儀相勤候家筋之者并祭礼当番相勤候重立町人者、都而

呼出申渡等之節、小前同様不取曖定席横向ニ着座可為致事

一、町困銀并城上社修覆等町役人評儀之上入用遣払取計来候得共、

向後者重立町人為惣代老兩人呼出勘定仕上帳為見届、毎年三月

中印形取置可申事

一、重立町人之部并差次候もの之儀身代人柄見立、其組頭方申立

可及評儀事

但、旧来上席之者ニ而茂身代不盛同席並諸役難相勤者ハ相

談之上、進退時之見合を以可致差凶事

一、礼日并祝儀不祝儀之節、麻上下袴等着用之儀末々之小前者一

切着用為致間鋪事

但、城上社祭礼之節役上下着用為致候ハ別段之事

一、小前之者不行跡之儀有之敷又者町役人より申渡候儀不相守節

者、組頭年寄評儀之上、組合一同相糺候上外出差留、又者慎遠

慮申付、或者御役所江相届置、青竹戸等申付来候、尤日数之

儀者見合之事

一、家建替并新規家普請致候者者、其組頭江為届、組頭見分之上、

地形并屋根出等差障無之様差図可致事

一、城上社祭礼之儀、毎年八月中旬惣役人立会取計方可致相談事

一、⁵祭礼之節、人別夫役并入用出錢取立方之儀、強而前年之見合
二不拘、人別盛衰見立惣役人評儀之上可申付事

一、⁶祭礼入用出錢其外役目申付候儀、不承知之者ハ祭礼市立之間、
商売差留差扣為致候仕来之通可取計事

一、⁶祭礼当番之儀、年々組頭耆人順番ニ相加り可相勤、目代者諸
道具取締等いたし、年寄ハ取計方及差図、例年世話方致候儀ニ
付、年寄・目代別段当番不相立事

一、⁶祭礼神事之節、塗笠着用之儀ハ役人目印ニ付已前役儀相勤重
立候者并当番ニ而茂着用為致間敷事

一、⁶非常之節相用候組々目印幟高張五町組頭銘々相預り有之分、
時々修覆相加入用ケ所割江入可申事

一、⁶町役人印付箱提灯銘々耆つ宛相預候分修覆入用右同断

一、⁶地借店借之者御咎等有之、当人入用身代限取立不足之分者、
惣役人評儀之上、時之見合を以組合親類并地主家主方茂為差出、
其余不足ニ相成候ハ、町入用ニ可致候へ共、評儀之上差略可
有之事

但、株式所持之者者身代限為差出候儀勿論之事

一、⁶牢番人并鉢屋共之儀諸願書町役人宛書類為差出、年寄・目代
奥書を以御役所江差上候仕来之事

但、牢屋修覆等御入用并入牢人賄代諸入用受払之儀ハ仕来

之通目代一判ニ而書付差上可申事

一、⁶不依何事新規之儀者勿論、不例臨時之儀有之者、惣役人評儀
之上取計可申事

一、⁶町用古書類、今般取調当分不用之分立会封印之上目代所江預
り置候事

一、⁶目代庄屋当分見合書類取調目錄之通、目代所江差置候事

一、⁷向後小前より差出候諸書付其外、町用書類一切目代方江相預
り置、毎年二月中年寄立会取調、古書類一同封印可致置事

一、⁷年寄古用留式冊有之、今般年寄江相預り此度別段新規用留耆
冊相仕立候事

一、⁷此定書同様三冊相認及連印、年寄兩人并ニ組頭筆頭之者耆人
耆冊宛相預り置、退役之節者跡役江引渡可申事

一、⁷組頭用留五町ニ而五冊此度相仕立、此定書写之置候間、銘々
勤役中追々廉立候用向留置、并人別宗門改扣五人組下帳買受米
貸付帳其外役中預り書類、役用箱提灯非常之節相用候組印幟高
張等一同退役之節ハ目錄を以後役江引渡可申事

但、此定書年寄目代用留ニ茂為見合写置候事

一、⁷是迄年寄兩人ニ而一同諸用相勤候処、已来者御用町用共一ト
通り之儀者年寄月番ニ致し、耆人ツ、引受相勤候積り御願申上
御聞濟之上、一ヶ月替り諸事月番掛りニ取計候事

但、月番勤二付取計方左ニ申合置候

一、⁷、都而御用町用共一卜通之儀ハ月番之者引受取計、并小前⁷方諸願公事出入等、其月番之引受懸ニ致し、一件限ニ取計候事

一、⁷、御役所⁷方被仰付候御用向、其月番限不相濟候ハ、翌月番江申送、次月番之者引受可取計事

一、⁷、廉立候御用向年寄一同相勤候者勿論、御役所江差上候書類惣而年寄役印之儀ハ月番非番ニ不拘連印致候得共、月番之者印形相濟候上ニ而非番之者印形可致事

一、⁷、諸用共一卜通之儀者月番之者承可致差⁷因候へとも、取計候次第月番⁷方非番江時々可申達候、且小前願筋其外目代組頭ニ而不相濟儀者月番非番一同及相談可取計事

一、⁷、年寄月番ニ而致世話候上ハ、組頭目代⁷方不依何事、月番江用談可致候得共、一同可及評儀筋之儀者其時々非番江茂可相達置事

一、⁸、臨時差懸猶予難相成儀者月番ニ不拘、最寄年寄江目代組頭⁸方及相談取計置、勿論月番之方江早速可申通事

一、⁸、他所出火之節、月番年寄⁸老人者不罷越、町内取締可致并下使目明ハ月番之宅へ相詰メ居可申事

但、銀山出火之節者駒足丁新町最寄ニ付、軍懸⁸ケ駆付可申候、尤當時駒足町組頭年寄兼帶ニ付、年寄月番之節ニ而

茂罷越、小前之者差配可致候

一、⁸、人別加除手形取遣之儀、其丁組頭并月番年寄連印可致事

一、⁸、町役人他行届之儀、当人并留主引受之もの月番年寄連印可致事

一、⁸、小前之者公事出入取次印形之儀者年寄一同、其組頭及相談候上、其組頭月番年寄連印可致事

一、⁸、町役人訴状取次之儀、月番年寄老人印形可致事

一、⁸、年寄用留月番ニ而相記置、毎月朔日其月番江用箱引渡可致事

一、⁸、差懸候用向有無之無差別、町役人月並寄会之上、取締等諸事可申合ニ付、順番寄合席相定置候、毎年正月二月年寄兩人三月目代四五七八五ヶ月者組頭五人、九月ハ祭礼用立会、十月十一月年寄兩人、十二月ハ町入用取調ケ所割立会、右之通毎月無欠席寄合可致事

但、臨時用談立会之儀者月番年寄宅へ寄合候事

右者先前取計来候趣等を以一同申合、町役勤向取計方前書之通相定置候間、違失為無之及連印置候処、如件

大森町年寄

文政元年寅六月

駒足組頭兼 泉屋弥右衛門

年寄 田儀屋三左衛門

文政二卯年八月退役

下市組頭

目代兼 肥後屋周平

庄屋

新町組頭

田村屋故左衛門

中市 卯八月方下市

組頭 熊屋三九郎

宮前組頭

大吉屋瀬平

文政二卯年八月方庄屋目代
三九郎瀬平老年替り之積

文政二卯年八月方

中市組頭

木村屋七郎次